旅館業法施行細則

昭和32年10月７日
規則第29号

改正　昭和35年４月１日規則第15号　昭和51年９月13日規則第36号
昭和54年10月１日規則第35号　昭和58年３月28日規則第15号
昭和58年６月23日規則第29号　昭和60年９月30日規則第32号
昭和61年６月23日規則第18号　平成元年３月27日規則第６号
平成４年３月30日規則第21号　平成７年３月30日規則第16号
平成10年３月30日規則第７号　平成12年３月30日規則第19号
平成13年３月29日規則第19号　平成15年３月24日規則第16号
平成22年７月１日規則第27号　平成30年７月12日規則第42号
平成31年３月18日規則第８号　令和２年12月14日規則第61号
令和３年３月29日規則第41号　令和５年12月11日規則第51号

旅館業法施行細則を次のように制定する。

旅館業法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び旅館業法施行条例（昭和32年長野県条例第50号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和*58*年規則*29*号・平成*15*年*16*号・*22*年*27*号〕

（許可申請）

第２条　法第３条第１項の規定による旅館業経営の許可の申請は、旅館業経営許可申請書（様式第１号）によらなければならない。

（経営の承継に伴う承認申請）

第３条　法第３条の２第１項、第３条の３第１項又は第３条の４第１項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請は、旅館業経営承継承認申請書（様式第２号）によらなければならない。

追加〔昭和*61*年規則*18*号〕、一部改正〔令和５年規則*51*号〕

（水質基準）

第４条　条例第８条第１項第７号のアの規則で定める基準のうち原湯、原水、上り用湯及び上り用水に係るものは、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉又は井戸水を使用する場合であつて、この基準によることが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、同表の(１)から(４)までの一部又は全部の基準によらないことができる。

左欄	右欄
(１)　色度	５度以下であること。
(２)　濁度	２度以下であること。
(３)　水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下であること。

(４)　有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	１リットル中10ミリグラム以下であること。
(５)　大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。
(６)　レジオネラ属菌	検出されないこと。

2　条例第８条第１項第７号のアの規則で定める基準のうち浴槽水に係るものは、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、前項ただし書に規定する場合においては、同表の(１)及び(２)のいずれか又はすべての基準によらないことができる。

左欄	右欄
(１)　濁度	５度以下であること。
(２)　有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	１リットル中25ミリグラム以下であること。
(３)　大腸菌群	１ミリリットル中１個以下であること。
(４)　レジオネラ属菌	検出されないこと。

追加〔平成*22*年規則*27*号〕、一部改正〔平成*31*年規則８号〕

（水質検査）

第５条　条例第８条第１項第７号のアの(ア)の規定による水質検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数で行うものとする。

(１)　水道水以外を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水を毎日完全に入れ換えている浴槽の浴槽水　毎年１回以上

(２)　前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素系薬剤による消毒を行つているもの　毎年２回以上

(３)　第１号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素系薬剤による消毒を行つていないもの　毎年４回以上

追加〔平成*22*年規則*27*号〕、一部改正〔平成*31*年規則８号〕

（雑則）

第６条　省令及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。

一部改正〔昭和*54*年規則*35*号・*61*年*18*号・平成*12*年*19*号・*15*年*16*号・*22*年*27*号〕

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　旅館業法施行細則（昭和23年長野県規則第53号）は、廃止する。

附　則（昭和35年４月１日規則第15号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて交付されている証票、許可証等は、当分の間、この規則による改正後の規則の規定に基づいて交付された証票、許可証等とみなす。

3　この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

4　この規則施行前にこの規則による改正前の規則に基づいて調製した簿冊及び用紙は、この規則施行後においても、当分の間、使用することができる。

附　則（昭和51年９月13日規則第36号）

（施行期日）

この規則は、昭和51年10月１日から施行する。

附　則（昭和54年10月１日規則第35号）

この規則は、昭和54年10月11日から施行する。（後略）

附　則（昭和58年３月28日規則第15号）

この規則は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年６月23日規則第29号）

（施行期日）

1　この規則は、昭和58年７月１日から施行する。

（経過処置）

2　この規則の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の規定による許可を受けて旅館業を営んでいる者がその際その営業の用に供している施設のうち、この規則による改正後の旅館業法施行細則第５条第１号、第６条第１項第１号、第７条第１項第３号及び第８条第１項に規定する構造設備の基準に適合しないものについては、この規則施行後において、当該施設の客室を増築し、又は改築するまでの間、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和60年９月30日規則第32号）

この規則は、昭和60年10月１日から施行する。（後略）

附　則（昭和61年６月23日規則第18号）

この規則は、昭和61年６月24日から施行する。

附　則（平成元年３月27日規則第６号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成４年３月30日規則第21号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成７年３月30日規則第16号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成10年３月30日規則第７号）

この規則は、平成10年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成12年３月30日規則第19号）

（施行期日）

1　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

（経過処置）

2　平成12年４月１日前においてこの規則による廃止前及び改正前のそれぞれの規則の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成13年３月29日規則第19号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月24日規則第16号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成22年７月１日規則第27号）

この規則は、平成22年10月１日から施行する。

附　則（平成30年７月12日規則第42号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成31年３月18日規則第８号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和２年12月14日規則第61号）
この規則は、令和２年12月15日から施行する。
附　則（令和３年３月29日規則第41号）
この規則は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和５年12月11日規則第51号）
この規則は、令和５年12月13日から施行する。

（様式第１号）（第２条関係）

旅館業経営許可申請書

年　　月　　日

長野県知事　　　　　殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話（　　）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者名）
年　　月　　日生（法人の場合を除く。）

下記のとおり、旅館業を経営することを許可してください。

記

1　営業施設の所在地
電話（　　）
2　営業施設の名称
3　営業の種別
4　営業施設が省令第５条第１項に該当するときはその旨及び特定の季節又は一時的に営業するときはその利用期間
5　営業者が法第３条第２項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容
6　営業施設の構造設備の概要（別紙のとおり）

（別紙）

営業施設の構造設備の概要

1　敷地の面積　　　　　㎡
2　建物の総床面積　　　㎡
3　建物の構造　　　　　階建　　　　造
4　建築の時期　　　　　年
5　客室数及び定員

寝台の有無	室面積	宿泊床面積	室数	定員
	㎡	㎡		人
合計				

6　施設の一般構造（換気、採光、照明及び防湿方法）

7　浴　　室

浴室の種類	浴槽数	構造	循環ろ過装置		
			有無	方式	系統数
合計					

8　洗面所

階	箇所数	水栓数
合計		

9　便　　所

階	箇所数	大便器個数	小便器個数
合計			

10　飲料水

⑴　種別

⑵　貯水槽の有無

（添付書類）

⑴　申請者が法人の場合は、登記事項証明書

⑵　申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

⑶　建物配置図及び各階平面図（縮尺100分の１以上のもの）

全部改正〔昭和*58*年規則*29*号〕、一部改正〔昭和*61*年規則*18*号・平成*12*年*19*号・*13*年*19*号・*15*年*16*号・*30*年*42*号・令和２年*61*号・３年*41*号・５年*51*号〕

W（様式第２号）（第３条関係）

（譲渡の場合）

旅館業経営承継承認申請書

年　　月　　日

長野県知事　殿

譲受人　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

電話（　　）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者名）

年　　月　　日生（法人の場合を除く。）

譲渡人　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

電話（　　）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者名）

下記のとおり、旅館業を承継することを承認してください。

記

1　譲渡の予定年月日

2　営業施設の名称及び所在地

3　営業施設の許可年月日及び番号

4　法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容

（添付書類）1　旅館業の譲渡を証する書類

2　譲受人が法人の場合は、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

（相続、合併又は分割の場合）

旅館業経営承継承認申請書

年　　月　　日

長野県知事　殿

住所（合併又は分割による場合にあつては、法人の主たる事務所の所在地）

電話（　　）

氏名（合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者名）

年　　月　　日生　　被相続人との続柄（合併又は分割による場合を除く。）

下記のとおり、旅館業を承継することを承認してください。

記

1　被相続人の住所及び氏名（合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者名）

2　相続開始の年月日（合併又は分割の予定年月日）

3　営業施設の名称及び所在地

4　営業施設の許可年月日及び番号

5　法第３条第２項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容

（添付書類）1　合併又は分割による場合にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

2　相続による場合にあつては、次に掲げる書類

⑴　戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

⑵　相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

全部改正〔令和５年規則*51*号〕